

平成27年度 第6回
栃木西部地域会議会議録

平成27年11月24日(火)
栃木市皆川公民館大研修室

栃木西部地域まちづくりセンター

別記様式

会 議 録

会議の名称	平成27年度第6回 栃木西部地域会議
開催日時	平成27年11月24日(火) 18時23分 開会 20時15分 閉会
開催場所	皆川公民館大研修室
出席者氏名	別紙1のとおり
欠席者氏名	別紙1のとおり
事務局職員 職氏名	別紙1のとおり
その他出席 者等	別紙1のとおり
会議事項	別紙2のとおり
会議の公開 又は 非公開の別	公開
傍聴人の数	0人
その他必要 事項	
会議の経過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
会長	1 開会 2 あいさつ 3 議事 ①栃木市文化振興計画実施細目(素案)について【意見聴取】 〈説明〉 担当課に対して説明を求める。
担当課	栃木市文化振興計画(概要版)・栃木市文化振興計画実施細目(素案)により説明。
会長	只今の担当課の説明に対して質問等がありましたら挙手願います。
委員	皆川地区の体育祭で皆川城東小学校の児童がよさこい踊りを披露しているが、これは体験機会に入るのか。
担当課	追加について検討する。
委員	皆川地区の敬老祝賀会で皆川城東小の児童が合唱、皆川中学校の生徒が演奏を披露しているが同様の考えか。
担当課	同様に検討する。
委員	本計画で示している「文化の範囲」とは何か。
担当課	第3次文化芸術の振興に関する基本的な方針の中で『文化』については、「人間の自然との関わりや風土の中で生まれ、育ち、身につけていく立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観など、およそ人間と人間の生活に関わる総体を意味する」とあります。 このように、文化の範囲は大変広く、その概念は人によっても様々であり、『文

	<p>化』を一言で定義することは困難であります。</p> <p>そこで、本計画で指す「文化の範囲」については、栃木市の現状と課題を踏まえ解決すべき施策を立案していることから、施策として掲げた文化の範囲を、本計画の対象となる文化の範囲とします。</p>
委員	<p>文化とは何かと考えるよりも、今は施策に掲げられている事項について意見を提案した方がよいのでは。</p>
担当課	<p>本日説明したばかりなのですぐに意見が出ることは難しいと思えるので、本計画で把握しきれていない事業があれば、12月25日までに西部地域会議の意見として担当課に提出していただきたい。</p>
事務局	<p>12月18日までに意見のある委員は各公民館に申し出ていただき、事務局で取りまとめたうえで、西部地域会議の意見として担当課に提出したい。</p>
担当課	<p>本日の議題とは異なりますが、来年度各地域会議単位でご協力いただきたいことがありますので、栃木市文化振興計画推進体制スケジュールについて若干説明させていただきます。来年度の4月～8月に各地域会議単位でまちづくりにいかせられるような6個程度の文化資源の掘り起こし調査を考えておりますのでぜひご協力いただきたい。西部地域からは調査員1名を選出していただき、3地区それぞれで調査をしていただきたい。</p>
会長	<p>特に質問がないようなので栃木市文化振興計画実施細目(素案)について【意見聴取】について終了とする。</p>
	<p>②まちづくり実働組織について 〈説明〉</p>
会長	<p>事務局に対し、説明を求める。</p>
事務局	<p>第5回会議におきまして課題となりました、実働組織認定に伴う各まちづくり協議会の規約の見直しにつきまして地域まちづくり課と協議を行い、まとめたものを説明させていただきます。</p> <p>認定の要件（認定申請添付規約への記載項目）の要件を満たしていない項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域内において地域固有の課題の解決や地域の特色を生かした活動に自主的に取り組むこと（目的） ・代表者の選出方法 ・代表者及び役員がその構成員の意思に基づいて選出されていること ・まちづくり実働組織の目的を達成するための活動に関すること ・まちづくり実働組織の活動区域 ・不参加による不利益取扱いの禁止 ・規約の変更に関すること <p>以上の項目を盛り込む必要があります。（改正案の説明）</p> <p>設立準備会については、西部地域に関しては既存のまちづくり協議会を実働組織としますので発足の必要はありません。</p> <p>しかし、申請については規約の改正がされた後となり、かつ西部地域会議においても申請内容について検討することとなります。</p> <p>本日は、規約改正はそれぞれのまちづくり協議会で検討するのか、申請時期はい</p>

	<p>つのするのか等の協議をしていただきたいと思いますと考えております。</p>
	<p>〈質問〉</p>
会長	<p>委員に対して、質問を求める。</p>
委員	<p>各地区のまちづくり協議会委員への説明は必要となるのか。</p>
事務局	<p>規約改正については、吹上、寺尾地区は総会により可決するとなっておりますので必要になると思います。また、補助対象となる事業については申請して承認された以降の事業となりますので申請後2か月間程度は余裕をみていただきたい。</p>
委員	<p>寺尾地区は規約改正だけではなく、委員構成や事業計画も実働組織の趣旨に基づいたものに変えなければと考えている。特に各種団体の長が委員になっていないので、ある程度検討時間は必要となると思うので申請時期を合わせるというのは難しい。</p>
委員	<p>皆川地区も各種団体の長は委員になっていないが、現在の委員構成については問題ないと考えているので規約改正をすれば申請できるのではと考えている。</p>
事務局	<p>各種団体の長が委員となっているのは吹上地区だけであり、地域まちづくり課も委員構成にそこまでの人選は求めている。しかし、各種団体と連携を図り、まちづくりを行うことが目的の大前提になるので、そのような表現は規約の中に明記できるよう検討した方がいいと思います。</p>
委員	<p>寺尾地区で実働組織に求められている活動を行うには、地域のネットワーク構築のために委員の見直しを図り、事業を計画していく必要があると思う。</p>
会長	<p>確かに、今のまちづくり協議会をそのまま実働組織に移行するというよりも、せっかくの機会なので見直せる部分は検討した方がいいと思う。</p>
委員	<p>地域のネットワークの構築であるのなら、各種団体を統括して予算等も含め検討して組織化しなくてはいけないのでは。</p>
委員	<p>吹上地区も過去にまちづくり協議会で各種団体を統括した方がいいのではという意見が出たが、団体にはそれぞれの上部組織とのつながりがあるので、強制的に統括するのではなくやんわりとかかわりを持つという意見でまとまり、今日に至っている。</p>
会長	<p>意見を伺っていると、各地区のまちづくり協議会は組織や運営方針も異なっていると思える。そこで、各まちづくり協議会で検討し申請準備をしてみてはどうか。</p>
委員	<p>それぞれのまちづくり協議会のオリジナリティーも活かしつつ、補助金を円滑に執行するには、各地区で足並みをそろえて申請する必要はないと思う。</p>
	<p>〈採決〉</p>
会長	<p>意見がないようなのでまちづくり実働組織の申請については、各まちづくり協議会が事務局と相談しながら、それぞれの地区で申請手続きを進めていくことについての意義の有無を確認する。</p>
	<p>〈異議なしの声あり〉</p>
	<p>異議がないと認め、まちづくり実働組織の申請はそれぞれの地区で進めていくこととする。</p>
	<p>本日の議事は全て終了したので、進行を事務局に返す。</p>

4 その他

・栃木市生活排水処理構想（案）の策定について
資料に基づいて説明する。

・平成27年度第7回栃木西部地域会議について
〈説明〉

12月の開催は見送り、平成28年1月26日（火）寺尾公民館大交流室で18時30分より開催。

以上で本日の会議は全て終了する。

——閉会——

（会議終了時刻 午後8時15分）

別紙1 出席者及び事務局

出席者（委員）

会長 癸生川 孔章
副会長 関口 茂一郎
委員 飯塚 昌宏
委員 大阿久 妙子
委員 大橋 利隆
委員 鯉沼 政江
委員 酒巻 幸夫

副会長 浅野 照男
委員 白倉 由美子
委員 大阿久 安弘
委員 鯉沼 恵子
委員 小林 雄一
委員 野原 保

欠席者（委員）

委員 大島 千恵子
委員 寺内 富士男

委員 大塚 正江

事務局

茂木 隆（栃木西部まちづくりセンター所長）
大塚 治男（皆川公民館館長）
青木 一忠（寺尾公民館館長）
熊谷 充晴（吹上公民館主査）

その他出席者

佐藤 義美（文化課課長補佐）

別紙2 会議事項

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議事
 - ① 栃木市文化振興計画実施細目(素案)について【意見聴取】
 - ② まちづくり実働組織について
- 4 その他
 - 栃木市生活排水処理構想(案)の策定について
 - 栃木西部地域会議だよりについて
 - 平成27年度第7回栃木西部地域会議について
- 5 閉 会

配付資料一覧

- 栃木市文化振興計画(概要版)
- 栃木市文化振興計画実施細目(素案)
- 栃木市生活排水処理構想(案)に関するパブリックコメントについて